

(第106号議案)

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(新旧対照表)

【第1条関係】

改正案	現行
第1条～第19条 (略) (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、 <u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 第21条～第26条 (略) 附 則 (略) 別表第1～別表第3 (略)	第1条～第19条 (略) (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、 <u>6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 第21条～第26条 (略) 附 則 (略) 別表第1～別表第3 (略)

【第2条関係】

改正案	第1条による改正後
第1条～第19条 (略) (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、 <u>6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)	第1条～第19条 (略) (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、 <u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)

第 2 1 条～第 2 6 条 (略)	第 2 1 条～第 2 6 条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
別表第 1 ～別表第 3 (略)	別表第 1 ～別表第 3 (略)

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。